

平成26年3月5日
東北森林管理局

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

西日本電信電話株式会社
大阪府大阪市中央区馬場町3-15

2. 指名停止措置期間

平成26年3月5日から平成26年4月4日まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要：

西日本電信電話株式会社の関西事業本部主査は、インターネット光回線サービスの販売委託先に便宜を図った見返りに賄賂を受け取ったとして、平成26年1月23日、日本電信電話株式会社等に関する法律の収賄容疑で京都府警に逮捕された。このことが、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不相当と認められるとして、近畿中国森林管理局より1ヶ月間の指名停止を受けた。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不相当と認められるため、本件については1ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件
(不正又は不誠実な行為)
16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 三上 均 電話018-836-2070